



令和3年1月号

e~ろうむ.net
(い い 労 務)

連絡先：〒160-0023
東京都新宿区西新宿 4-1-10-205
社会保険労務士事務所NKサポート
電話：03-6304-2745 FAX：03-6304-2744
e-mail：info@e-606.net

1月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

12日

- 源泉徴収税額（※）・住民税特別徴収税額の納付
- [郵便局または銀行]
※ただし、6ヶ月ごとの納付の特例を受けている場合には、令和2年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

2月1日

- 法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表>の提出 [税務署]
 - 給与支払報告書の提出<1月1日現在のもの> [市区町村]
 - 固定資産税の償却資産に関する申告 [市区町村]
 - 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第4期分> [郵便局または銀行]
 - 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、10月~12月分> [労働基準監督署]
 - 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
 - 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
 - 労働保険料納付<延納第3期分>
 - 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
 - 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
 - 固定資産税に係る住宅用地の申告 [市区町村]
- 本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで
- 給与所得者の扶養控除等 (異動) 申告書の提出 [給与の支払者 (所轄税務署)]
 - 本年分所得税源泉徴収簿の書換え [給与の支払者]

雇用調整助成金の今後について

◆今年2月いっぱいでの現行の特例措置は終了予定

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置として、令和3年2月末まで日額上限額の引上げ等がされていますが、3月以降段階的に縮減し、5~6月にリーマンショック時並みの特例とするの方針が、今月8日にまとめられた総合経済対策で表明されています。

そして、令和3年1月末および3月末時点の感染状況や雇用情勢が大きく悪化している場合、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業について特例を設ける等、柔軟に対応するとされています。

◆3月以降の雇用調整助成金の特例措置はどうなる?

参考としてリーマンショック時の主な特例措置の内容を紹介すると、次のとおりです (実施時期にはばらつきがあります)。

- (1) 助成率：中小企業 4/5、大企業 2/3 (コロナ特例措置では雇用を維持している場合、中小企業 10/10、大企業 3/4)
- (2) 生産指標要件：最近3カ月の生産量等が直前3カ月または前年同期と比べて原則5%以上減少 (コロナ特例措置では1カ月5%以上減少)

(3) 対象被保険者：被保険者期間6カ月未満の者も助成 (コロナ特例措置では緊急雇用安定助成金により被保険者でない労働者も助成)

(4) 支給限度日数：3年 300日 (コロナ特例措置では令和2年4月1日から令和3年2月末までの期間+1年 100日、3年 150日)

◆3月以降は在籍型出向による雇用維持支援にシフト

総合経済対策では、「産業雇用安定助成金 (仮称)」を創設し、出向元と出向先の双方を支援するとともに、出向元企業への雇用調整助成金による支援、労働移動支援助成金による受入れ企業への支援も引き続き実施するとされています。

現在従業員を休業させ雇用調整助成金を活用している企業においては、上記のような変更への対応を検討しておく必要があるでしょう。

◆人手不足企業向けには新たな雇入れ助成も

コロナ禍による離職者等で、就労経験のない職業に就くことを希望する求職者を一定期間試用雇用する事業主に対する賃金助成制度 (トライアル雇用助成金) を創設するとともに、紹介予定派遣を通じた正社員化 (キャリアアップ助成金) を促進するとされています。

人手不足に悩んでいる企業においては、こうした制度の活用による人材確保も検討してみるのもよいかもしれません。

